

濃度計量証明書

沖縄県環境整備センター 株式会社 御中

水-K20-0456

令和2年10月14日

令和2年9月16日付け、貴依頼による試料の計量結果を下記の通り証明致します。

試料名: 地下水

採取日時: 令和2年9月16日

採取場所: モニタリング井戸 上流

採取者: (株)沖縄環境保全研究所職員



計量証明事業(濃度)沖縄県知事登録17号

株式会社 沖縄環境保全研究所

〒904-2234 沖縄県うるま市字州崎7-11

TEL(098)934-7020(代) FAX(098)934-7021

環境計量士 砂辺 理



記

計量の対象	計量の結果	計量の方法	備考
アルキル水銀 (mg/L)	不検出 (0.0005未満)	昭和46年 環告59号 付表3	
総水銀 (mg/L)	0.0005未満	昭和46年 環告59号 付表2	
カドミウム (mg/L)	0.0001未満	JIS K 0102 55.4	
鉛 (mg/L)	0.001未満	JIS K 0102 54.4	
六価クロム (mg/L)	0.005未満	JIS K 0102 65.2.2	
砒素 (mg/L)	0.001未満	JIS K 0102 61.4	
全シアン (mg/L)	不検出 (0.1未満)	JIS K 0102 38.1.2及び38.5	
ポリ塩化ビフェニル (mg/L)	不検出 (0.0005未満)	昭和46年 環告59号 付表4	
トリクロロエチレン (mg/L)	0.0002未満	JIS K 0125 5.1	
テトラクロロエチレン (mg/L)	0.0002未満	JIS K 0125 5.1	
ジクロロメタン (mg/L)	0.0002未満	JIS K 0125 5.1	
四塩化炭素 (mg/L)	0.0002未満	JIS K 0125 5.1	
1,2-ジクロロエタン (mg/L)	0.0002未満	JIS K 0125 5.1	

業務名: 令和2年度安和エコパーク環境モニタリング調査委託業務

濃度計量証明書

水-K20-0457

沖縄県環境整備センター 株式会社 御中

令和2年10月14日

令和2年9月16日付け、貴依頼による試料の計量結果を下記の通り証明致します。

試料名: 地下水

採取日時: 令和2年9月16日

採取場所: モニタリング井戸 上流

採取者: (株)沖縄環境保全研究所職員



計量証明事業(濃度)沖縄県知事登録17号
株式会社 沖縄環境保全研究所
〒904-2234 沖縄県うるま市字州崎7-11
TEL(098)934-7020(代) FAX(098)934-7021

環境計量士 砂辺 理



記

計量の対象	計量の結果	計量の方法	備考
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	0.0002未満	JIS K 0125 5.1	
1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.0004未満	JIS K 0125 5.1	
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	0.0002未満	JIS K 0125 5.1	
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	0.0002未満	JIS K 0125 5.1	
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	0.0004未満	JIS K 0125 5.1	
チウラム (mg/L)	0.0002未満	昭和46年 環告59号 付表5	
シマジン (mg/L)	0.0003未満	昭和46年 環告59号 付表6 第1	
チオベンカルブ (mg/L)	0.0003未満	昭和46年 環告59号 付表6 第1	
ベンゼン (mg/L)	0.0002未満	JIS K 0125 5.1	
セレン (mg/L)	0.001未満	JIS K 0102 67.4	
1,4-ジオキサン (mg/L)	0.0002未満	昭和46年 環告59号 付表8	
クロロエチレン (mg/L)	0.0002未満	平成9年環境庁告示第10号 付表 第1	
	以下余白		

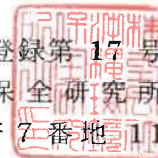
業務名: 令和2年度安和エコパーク環境モニタリング調査委託業務

水-K20-0458

令和2年10月14日

沖縄県環境整備センター 株式会社 御中

計量証明事業沖縄県知事登録第17号
株式会社 沖縄環境保全研究所
沖縄県うるま市宇州崎7番地11
TEL 098-934-7020 FAX 098-934-7021



試験結果報告書

令和2年9月16日に依頼を受けました試験の結果を、下記のとおり報告いたします。

試料名 地下水
試料採取日時 令和2年9月16日
試料採取場所 モニタリング井戸 上流
試料採取者 (株) 沖縄環境保全研究所職員

項目	試験結果	試験の方法
ダイオキシン類毒性等量 (pg-TEQ/L)	0.037	JIS K 0312(2008) 「工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法」
<p>・毒性等量は、計量法による計量証明対象外の項目である。 ・ダイオキシン類の分析は一般財団法人 広島県環境保健協会 環境生活センターへ依頼して行った。</p>		